

私立保育所等の利用定員の変更について

1 概要：

次の施設から、利用定員の変更について申請書等が提出され、審査の結果いずれの変更も妥当と判断するもの。

地区	施設名	類型	利用定員（人）													員 認 可 定 員 （ 人）	【参考】			
			変更前							計	変更後（見込）						計	29. 1 時点利 用児数	29. 4 予定利 用児数	
			3号			2号					3号			2号						
0	1	2	3	4	5	計	0	1	2	3	4	5	計							
平	子供の部屋 保育園	小規模保育 事業△型	3	6	6	—	—	—	15	6	6	7	—	—	—	19	15 ↓ 19 ※1	16	18	
好間	梨花の里 保育園	保育所	5	11	11	11	11	11	60	0	10	10	10	10	10	50	60 ※2	63	50	

※1 子供の部屋保育園については、今回の変更により認可定員も同時に上限の19人まで引き上げる（3その他【補足】を参照）。

※2 梨花の里保育園について、今回認可定員は変更しない（今後の状況をみて別途判断）。

2 適用（変更）日：平成29年4月1日から

3 その他（参考）：

(1) 今回の変更の理由

①子供の部屋保育園： 28.12月に自己資金にて現地に新園舎を建設し、以前より保育室が広く、より機能的になったことに加え、利用児童数が増えているため。

②梨花の里保育園： 新年度の利用児が現在の利用定員（60人）を下回る見込みのため、安定した運営を図り、保育の質に影響を生じさせないようにするため。

(2) 補足

子ども・子育て支援新制度における給付（施設型給付及び地域型保育給付）にあたっては、認可定員の範囲内で「利用定員」を設定し、この「利用定員」により公定価格（単価等）が決まる仕組みとなっている。（定員が大きければ単価は下がり、定員が小さければ単価は上がる。）

(3) 法令抜粋

【子ども・子育て支援法（抄）】

（変更の届出等）

第35条（略）

2 特定教育・保育施設の設置者は、当該利用定員の減少をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その利用定員の減少の日の三月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

（特定地域型保育事業者の確認の変更）

第44条 特定地域型保育事業者は、第29条第1項の確認において定められた利用定員を増加しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育事業者に係る同項の確認の変更を申請することができる。

梨花の里保育園

子供の部屋保育園